

保護者各位

軽井沢町教育委員会
(公 印 省 略)

令和5年度軽井沢町就学援助制度について

軽井沢町教育委員会では、経済的理由等により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助しております。

就学援助を希望される方は、以下の内容を熟読のうえ、申請手続きをしてください。

1. 援助対象者

生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であり、下記の理由のいずれかに該当される方。

- (1) 生活保護が停止、又は廃止となった。
- (2) 住民税が課税されていない（非課税世帯）。
- (3) 住民税・個人の事業税・固定資産税のいずれかの減免を受けている。
- (4) 国民年金掛金・国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。
- (5) 児童扶養手当の支給を受けている。
- (6) 生活福祉資金貸付を受けている。
- (7) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である。
- (8) 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる。
- (9) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている。

2. 手続きの方法

就学援助を希望される方は、学校より申請書類一式を受け取り、必要事項をご記入のうえ、学級担任へご提出ください。

なお、個人番号法の定めにより、世帯票に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。マイナンバーが他者に漏れることのないよう、お手数ですが、世帯票は別途封入封緘していただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

前年度（令和4年度）に新入学児童・生徒就学援助申請により、入学予定者学用品費等の支給を受けた方も、支給額変更に伴う追加支給を受ける場合は、改めて申請書の提出が必要となります。

※提出期限：令和5年5月10日（水）

3. 提出書類

- (1) 令和5年度軽井沢町就学援助申請書（世帯票）（※別途封入封緘）
- (2) 令和5年度軽井沢町就学援助申請書（世帯票）別紙（※氏名欄のみ記入）
- (3) 軽井沢町就学援助申請に関する質問について
- (4) 所得課税証明書（※令和5年1月1日現在で軽井沢町に住所が無かった方）

※必要に応じ、他の証明書類等をご提出いただくこともあります。

※個人情報、就学援助制度以外には使用いたしません。

4. 援助の判定

判定は申請書をもとに、申請者の世帯及び課税・収入等の状況を調査し、申請の対象基準を満たしているか確認いたします（世帯収入の基準額は、生活保護の基準に準じております）。

併せて、担任・学校長の意見及び、必要に応じ民生・児童委員の訪問調査による意見を参考に、認定作業を行います。

なお、判定の結果、申請条件を満たしていない場合や、申請書内容に虚偽が判明した場合は認定になりませんので、予めご了承ください。

結果については、8月～9月頃に申請者・関係者へ通知いたします。

※認定とならない場合の例

- ・上記1. 援助対象者の理由に該当しない場合。
- ・同居する親族等があり、世帯合計所得が基準額を上回る場合。
- ・児童扶養手当を受けているが、合計所得が基準額を上回る場合。
- ・同居はしていないが、同一敷地内に親族等があり（2世帯住宅や、同一敷地内に別に家を建てている等）、生活を援助していると思われる者の所得と申請者の所得合計が基準額を上回る場合。
- ・申請書に必要事項が記入されておらず、公正な判定ができない場合。

等

5. 援助費の支給

援助費は、原則として申請書の提出月より換算した支給額となります。

（ただし、締切（5月10日）までに提出された申請は4月から換算した額となります。）

支給日は、10月（学用品費等の援助額全額分）となります。

（修学旅行の時期によっては2回になる可能性があります。）

※学校納付金（学年費・修学旅行費・学用品費等）に滞納がある場合、当該就学援助費を滞納額に充当させていただきます。

6. 問い合わせ先

軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係（TEL0267-45-8672）まで。